

## 現場確認に関する問題点

貸切バス事業の許可（道路運送法第4条）取得後の、運輸開始に係る届出（道路運送法施行規則第66条第1項第1号）

- (1) 運輸開始届出時に営業所、自動車車庫、事業用自動車、休憩仮眠施設等の事業計画に定める事業用施設の**写真の添付**を義務付けることにより、新規許可申請時における事業計画等の確保状況を確認
- (2) (1)の確認のほか、必要に応じ事業計画等の確保状況に係る現地調査を実施。



実質、書類チェックにより確認

写真の添付だけでは、営業所、自動車車庫、休憩仮眠施設等の全体像が確認できない可能性があり、安全に関する規制を遵守しない悪質な事業者による事業開始を排除できないおそれ。

安全管理体制のチェックを徹底することが必要

## 具体的に講じる措置

平成25年10月通達改正  
平成25年10月施行

運輸開始の届出に添付された写真に係る営業所、自動車車庫、休憩仮眠施設等の事業用施設について、**速やかに現地調査を行い確認**することとする。

## 現地調査の効果

現地調査を行うことにより事業計画に定める事業用施設の適切性を確認することができる

### ① 営業所の確認



申請内容と相違なし

### ② 点呼場所の確認



適切な規模であり支障なし

### ③ 休憩所



適切な規模であり支障なし

### ④ 洗車設備



アスファルト舗装、照明設備も完備されていた

### ⑤ 前面道路



出入りに支障なし